

柳井地域水道事業広域化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、田布施・平生水道企業団及び柳井地域広域水道企業団（以下「1市4町及び2企業団」という。）の水道事業の広域化に関する基本計画について検討するとともに、1市4町及び2企業団の水道事業広域化を推進するため、柳井地域水道事業広域化検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(設置団体)

第2条 検討委員会は、1市4町及び2企業団がこれを設置する。

(所掌事項)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 水道事業広域化に関する基本的事項
- (2) 水道事業広域化に伴う課題に関する事項
- (3) 山口県水道料金安定化対策事業に関する事項
- (4) その他水道事業広域化に関し必要な事項

(組織)

第4条 検討委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を掌理し、検討委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、構成者の2分の1以上の出席により成立する。
- 4 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の1市4町及び2企業団の職員を出席させ、説明を求めることができる。
- 5 委員長は、必要に応じて、1市4町及び2企業団の職員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(幹事会)

第6条 会議に提案する事項について協議し、又は調整するため、検討委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。
- 3 幹事会に主任幹事及び副主任幹事を置く。
- 4 主任幹事及び副主任幹事は、委員長が指名する。
- 5 幹事会の会議は、主任幹事が招集し、議長となり、議事を整理する。
- 6 別表2に掲げる委員に欠員等ある時は、委員長又は副委員長が別の職員を指名するこ

とができる。

- 7 主任幹事は、必要に応じて、会議に委員以外の1市4町及び2企業団の職員を出席させ、説明を求めることができる。
- 8 主任幹事は、必要に応じて、1市4町及び2企業団の職員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。
- 9 主任幹事は、会議録を作成するため、委員を指名し、その職務を行わせるものとする。
(専門部会)

第7条 第3条に定める検討委員会の所掌する事務を専門的に協議し、又は調整するため、検討委員会に専門部会を置く。

- 2 専門部会は、別表3に掲げる委員をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、委員の互選により定める。
- 5 専門部会の会議は、部会長が招集し、議長となり、議事を整理する。
- 6 別表3に掲げる委員に欠員等ある時は、委員長又は副委員長が別の職員を指名することができる。
- 7 部会長は、必要に応じて、会議に委員以外の1市4町及び2企業団の職員を出席させ、説明を求めることができる。
- 8 部会長は、必要に応じて、1市4町及び2企業団の職員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。
- 9 部会長は、会議録を作成するため、委員を指名し、その職務を行わせるものとする。
(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、委員の互選により定める。
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

柳井地域水道事業広域化検討委員会の委員

柳井市	周防大島町	上関町	田布施町	平生町	田布施・平生水道企業団	柳井地域広域水道企業団
市長	町長	町長	町長	町長	-	-
副市長	副町長	副町長	副町長	副町長	-	-
上下水道部長	上下水道部長	土木建築課長	町民福祉課長	建設課長	水道課長	事務局長
水道課長	水道課長					総務課長

別表 2 (第 6 条関係)

柳井地域水道事業広域化検討委員会幹事会の委員

柳井市	周防大島町	上関町	田布施町	平生町	田布施・平生水道企業団	柳井地域広域水道企業団
副市長	副町長	副町長	副町長	副町長	-	-
上下水道部長	上下水道部長	土木建築課長	町民福祉課長	建設課長	水道課長	事務局長
水道課長	水道課長					総務課長

別表 3 (第 7 条関係)

柳井地域水道事業広域化検討委員会専門部会の委員

柳井市	周防大島町	上関町	田布施町	平生町	田布施・平生水道企業団	柳井地域広域水道企業団
上下水道部長	上下水道部長	土木建築課長	町民福祉課長	建設課長	水道課長	事務局長
水道課長	水道課長					総務課長